

# 平成27年10月からマイナンバー制度が始まります。

教えて!マイナちゃん

# マイナンバー制度ってどんな制

広報キャラクター 「マイナちゃん」

間総務課行政係☎②8201 (市役所4階)

# マイナンバー制度の概要とメリット

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての人に通知される12桁の番号のことだよ。 制度が導入されると次のようなメリットがあるんだよ。

### 手続きが正確で早くなる!

一行政の効率化-

行政機関・地方公共団体での作業の無駄が 削減され、手続きがスムーズになります

# 面倒な手続きが簡単に!

一国民の利便性の向上一

申請時に必要な課税証明書などの資料の 添付を省略できるようになります

## 給付金などの不正受給を防止!

一公平・公正な社会の実現一

行政機関が国民の所得状況などを把握しやすくなり 不正受給を防止できます



# マイナンバーの利用範囲

イナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野の中で、法律で定められた事務に利用するんだよ。

社会保障分野	年金の資格確認、給付、医療保険等の保険料徴収、福祉分野の給付、生活保護 など
税分野	税務当局における確定申告・源泉徴収 など
災害対策	被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成 など

# 今後のスケジュール

2015年~10月



10月~



2016年1周~



- ★番号通知カードの届け先となる 住民票の住所を確認しよう
- ★通知カードが届くよ
- ★個人番号カードを申請しよう

★ 個人番号カードを受け取ろう

★マイナンバー利用開始

#### マイナンバー制度に関するお問い合わせ

- ・マイナンバーコールセンター (有料) **☎**0570-20-0178 ※受付時間:平日午前9時30分~午後5時30分
- ・マイナンバーホームページ検索: マイナンバー で (検 素) 「内閣官房」又は「政府広報オンライン」を参照
- ※市ふれあい宅配講座『あなたにも、マイナンバー。はじまります。』も活用ください。

次号は民間事業者へのお知らせだ。

